

カム
発行：NPO法人 翔夢

2006年 4月25日発行

カ ム ニ テ イ - 翔 夢 N i t y



大阪市平野区平野南3-8-16 (06) 6702-9819
ドリームネット内

<http://www.npo-cam.org/>
e-mail: nandemosoudan@npo-cam.org

NO. 6

発行責任者：西脇朗夫

三・三一学習会レポート

「どう変わる？ 障害者福祉」

今こそ結束と共同を！！

三月三十一日に「あらかな情勢の下での地域運動のあり方を考える」と題した学習会を「大阪障害児（者）を守る会」と共同で行ないました。この学習会は障害当事者と家族・関係者が「障害者自立支援法」について学習し、対策を考えることを目的に企画しました。学習会までの準備期間は二週間と短かったのですが、当日は約五十名の方が参加して下さいました。このことから見ても「障害者自立支援法」の問題の大きさを感じます。

三月三十一日に「あらかな情勢の下での地域運動のあり方を考える」と題した学習会を「大阪障害児（者）を守る会」と共同で行ないました。この学習会は障害当事者と家族・関係者が「障害者自立支援法」について学習し、対策を考えることを目的に企画しました。学習会までの準備期間は二週間と短かったのですが、当日は約五十名の方が参加して下さいました。このことから見ても「障害者自立支援法」の問題の大きさを感じます。

講師には社会福祉法人コスモスの理事長の、中内福成さんをお迎えして「障害者自立支援法」の問題点や「障害者自立支援法」の施行に伴う施設運営の問題点などについてお話しして頂きました。

「障害者自立支援法」は今後段階的に実施されますが、すでにヘルパーを利用しての方に関して、利用料の割負担、認可施設に通っている方に関しては、食費の徴収が開始されています。費用負担の問題と同様に、障害当事者や家族・関係者の間で論議されているのが「障害程度区分」の問題です。判定結果によってヘルパーを利用できる時間が決定されます。現在、ヘルパーを利用していらっしゃる方には書類が送られ、四月から判定が始まっていますが、判定の方法や基準が当事者や家族・関係者には明確に示されていません。一次判定は、最終的にパソコンの判定ソフトを使うので個人の生活状況などが反映されず、ほとんどの障害者が低い区分になって

しまいます。従って、二次判定のヒヤリングで訴えるしかありません。低い区分に判定され、ヘルパーを利用できる時間数が大幅に減らされてしまうと一人暮らしをしようとする方や一人暮らしを考えている方には大きな痛手となってしまいます。

施設利用に関する問題も深刻です。大きくは「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」に分けられ、こちらも「障害程度区分」の判定結果によって利用できる事業が決定されます。中でも「地域生活支援事業」は「市町村事業」になるので市町村によっては実施されない場合もあります。しかも、多くの

施設がどの事業に移行するのか方針さえ決まっておらず、実際に各事業への移行が始まるのは今年の十月以降になるので、自分の通っている施設がどの事業に移行するかによって通えなくなってしまう場合もあります。

施設補助金の考え方も大幅に変更され、利用者の「障害程度区分」や施設の開所日数及び一日の利用者数が大きく関わってくるので、障害の軽いや週に何回も通院のために休まざるを得ない人など「お金にならない人」は除外するという状況が生まれ、施設は「福祉の場」から「ビジネスの場」に変貌してしまいます。このような状況に

なると個人の真の要求は汲み上げられることなくなります。その結果、知的障害者を子供に持つ親、障害当事者、施設職員、施設経営者それぞれがばらばらの思いを持つてしまい、福祉の現場は崩壊してしまいます。このような状況を避けるために

学習会の中で感じられたのは、施行間近となっても未だに「障害者自立支援法」の全貌が知らされていないということ、行政からは充分な説明がなく、関係書類だけが送りつけられ「この書

類は何のための書類？」
「どうやって書くの？」
と混乱を招いています。中には「書類さえ送られて来ない」という声もありました。「障害者自立支援法」は行政さえも理解しきれていないうちに見切り発射された理不尽な法律なのです。

この状況を打開していくためには各々が将来について考え「どんな制度が利用できるのか？」
「どんな制度が必要なのか？」
「どのようなことを再認識することが必要だと思います。そして障害種別や立場を超えて互いを理解し合い、手を取り合うことが大切だと思います。」

ご存知ですか？ 自立支援法

- その5 -



イサービスも今後どうする
のか方向性もないまま、ス
タートを切っています。そ
んな中、どんな「サービス」
をどれくらい受けれるか決
定する障害区分判定が始ま
り、多くの当事者、家族、
関係者に混乱を与えていま

す。以前から「翔夢」ではど
なたでも無料で相談活動を
していますので、この間、
障害区分判定の相談が急
増、何例かは本人について
判定を受けています。今回
はこの判定について問題点
と注意点を紹介しま
す。

また、季節や状況で体調
が変わる方はどう回答する
かも疑問で、調査したとき
の状況で応える場合や全体
で多い状況のほうで応える
ことになっているそうで、
リウマチなどの方は、ひ
どい状況の時サービスが必
要となり、元気な時は全く
必要ありません。そういう
意味ではうつ病の方も同様
の状況になります。

また、痛みや状況で体調
が変わる方はどう回答する
かも疑問で、調査したとき
の状況で応える場合や全体
で多い状況のほうで応える
ことになっているそうで、
リウマチなどの方は、ひ
どい状況の時サービスが必
要となり、元気な時は全く
必要ありません。そういう
意味ではうつ病の方も同様
の状況になります。

また、痛みや状況で体調
が変わる方はどう回答する
かも疑問で、調査したとき
の状況で応える場合や全体
で多い状況のほうで応える
ことになっているそうで、
リウマチなどの方は、ひ
どい状況の時サービスが必
要となり、元気な時は全く
必要ありません。そういう
意味ではうつ病の方も同様
の状況になります。

また、痛みや状況で体調
が変わる方はどう回答する
かも疑問で、調査したとき
の状況で応える場合や全体
で多い状況のほうで応える
ことになっているそうで、
リウマチなどの方は、ひ
どい状況の時サービスが必
要となり、元気な時は全く
必要ありません。そういう
意味ではうつ病の方も同様
の状況になります。

また、痛みや状況で体調
が変わる方はどう回答する
かも疑問で、調査したとき
の状況で応える場合や全体
で多い状況のほうで応える
ことになっているそうで、
リウマチなどの方は、ひ
どい状況の時サービスが必
要となり、元気な時は全く
必要ありません。そういう
意味ではうつ病の方も同様
の状況になります。

また、痛みや状況で体調
が変わる方はどう回答する
かも疑問で、調査したとき
の状況で応える場合や全体
で多い状況のほうで応える
ことになっているそうで、
リウマチなどの方は、ひ
どい状況の時サービスが必
要となり、元気な時は全く
必要ありません。そういう
意味ではうつ病の方も同様
の状況になります。

には伝えていませんし、判定員も具体的に知らされていません。実際のところは知る必要性はないのですが区分判定で利用できる施設が変わったり、利用料が変わったりするのであれば、本人の要求に合わせて区分設定するしか対策はありません。

現在判定を受けている方は支援費制度を受けている方で、補装具のみを利用されている方は区分判定を受ける必要があります。ただややこしくなるのは現在無認可の作業所に行かれていますので、将来施設がどうするかで判定の有無が変わってきます。十月以降、施設が自立支援法の対応施

設に移行を考えているところであれば、区分判定だけでも先に受けておられるほうがいいと思います。

以上のように一個人で

障害程度区分判定を受けられる場合の対応は非常に難しく、目的も十分に聞かされないまま判定を受けられる方が大勢いらっしゃるのではないで

しょうか、もしこれからは「翔夢」のほうまでご連絡を!!

翔夢総会のご案内

4月1日から始まった障害者自立支援法ですが、山積みする問題点の中「翔夢」としても新法に合わせた対応をしていかなければ、障害者を抜きにした事業運営になってしまいます。

当事者の立場に立った法人運営をめざすため、規約、役員を大幅に変更を加え対応していきます。

理事、社員にとらわれず、大勢の方のご意見を聞き、新しい体制をつくっていきたく考えています。ぜひみなさんご出席下さい。



記

日時 2006年5月21日(日)

13時より

場所 ドリームネット

地下鉄 谷町線平野駅から徒歩15分

または

市バス 平野東住宅前から徒歩1分

理事・社員の皆様には、議案書・案内を別にお送りさせていただきます。

一般の参加希望の方は、場所の問題・資料の関係がありますので、ご一報いただけたら幸いです。